

第十三回 参議院農林委員会會議録第十四号

昭和二十七年三月十八日(火曜日)午後一時四十分開会

出席者は左の通り。

委員長 羽生 三七君

理事 西山 亀七君  
片柳 眞吉君

委員 滝井治三郎君  
宮本 邦彦君  
飯島連次郎君  
加賀 操君  
小林 孝平君  
三橋八次郎君  
松永 義雄君

政府委員

農林政務次官 野原 正勝君  
農林大臣官房長 渡部 伍良君  
事務局側

常任委員 安樂城敏男君  
常任委員 倉田 吉雄君  
常任委員 倉田 吉雄君

○農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(羽生三七君) それではこれより委員会を開きます。本日の議題の第一は農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案であります。御承知のようにこれは極めて簡単な法律ではあります。先般政府から提出された参

考書類を検討して見ますというところ、運営の上においては幾多まだ問題があると思ひますので、本日は官房長から取りあへずこの資料に基いてこの資金運用の進捗状況を御説明願つて、その後本法律案の主要な題目である農業倉庫の問題その他について御検討をお願いいたしたいと思います。

○政府委員(渡部伍良君) それでは先ず第一に二十六年年度の本資金の貸付状況について御説明申し上げます。総額が百二十億でありまして、その内訳は当初予定しましたのは農業関係、即ち土地改良関係に六十八億、それから林業関係に十九億、水産関係に三億、塩業に六億、それから共同利用関係にいたしまして二十二億、そのうち小水力は約五億、製氷冷凍が十億、倉庫が二億六千、畜産物の共同利用が三億、その他、雑としまして約二億四千ばかりを予定しておつたのであります。で二月二十九日までその状況はお配りしております表にありますが、総計で九十八億余りが貸付決定になつておるのであります。そのうち実際に現金を貸付けた額というのは約六十六億余りということになつております。その中で農業関係が六十八億に對しまして五十二億しか貸付決定になつておりません。約十六億が決定未済になつております。併しこれは例の單作では十五億予定しておりますが、御承知のような関係で單作関係の元になる予算の決定が昨年押し詰つてございまして、それに基いて下から申請を上げて来て

おるといふ関係で、二月二十九日現在ではその分が、單作地帯の分が殆んど上つて来なかつたのであります。そういう関係で農業関係の貸付決定が遅れております。それから林業の貸付決定は九億を予定したうち十四億が貸付決定になつておりますが、これもその大きいのは伐採調整の関係が遅れておりまして、これが大きい遅延の原因をなしております。それからそのほかのものにつきましては、大体そう遅れておるとは思ひません。ただ共同利用の中で当初その他を零にしてありますが、これはその後の研究の結果によりまして、例えばここにはこの例に基いて貸付してありますが、その他二、三の組合に貸付してあるのが、一億一千というふうになつております。三月以降になりましては、貸付の決定を遅延して、更に貸付の実行をどん／＼進めております。それから一応委託金融機関に對する申請は百四十億を超えるというふうな状況になつておりますので、三月に至りまして一応申請の受付を停止しております。今年度の金の貸付が済みましたら、来年度から新年度の分として更に申請の受付をやる予定になつております。その間実際に貸出されたものに對する現地の再調査、そのほか貸付に當つていろいろ疑問と言いますか、研究すべき点が出て来ておりますので、そういう問題を検討するといふふうになつております。一応来年度の百二十億の貸付の決定進行状況は以上の通りであります。

次に明年度の貸付計画を申し上げます。明年度は当初予算は御承知の通り二百億であります。この資金源は一般會計から六十億、見返資金が三十億、資金運用部から四十億になつております。ところが一般會計からの繰入につきましては問題はないのであります。ところが、今年度の繰入によりまして、資金運用部の借入は相当区切られて来ておるのであります。そういう関係があらりますので、できるだけ早期に貸付を決定して、予定の金額の運用に遺憾のないようにしたいと、こういうふうな考へておるのであります。そこで七年度の予定は一応農業関係、即ち土地改良関係で百億、林業関係で四十六億、それから水産関係で五億三千、それから塩業で十億、その他にいたしまして四十五億、そのうち大きいのは水力発電が五億、製氷冷凍が十億、農業倉庫が十二億、それから前年度その他としてゼロとしておりましたのは今年の経過に鑑みまして三億を計上する、合計しますと約二百七億という枠を作りました。これは二百億の財源に對して二百七億と、七億超過しておるのであります。今年の貸付の経過に鑑みながら、年度押迫つて処理しなければならぬといふことになりまして、貸付に際しても相当無理が出る、若しどうしても必要であれば、この七億は緊急資金等を繰越することにしよう、貸付が途中で切れないようにするといふことでこういう計画を組んでお

ります。これは当初は二百億きつちりといふことでやつたのであります。先ほど申し上げましたように或る貸付の項目につきまして準備が遅れるといふようなことがあつては資金の運用上面よくないといふので多少の余裕を取つた計画を作つたのであります。これは当初予算の概算要求に出したのと違つております。それは例えば水産業が当初の予定では六億になつておりました。それから畜産共同施設が四億三千が当初の指定が四億六千となつておる、大臣の指定が四億六千となつておる、即ちその他といふ共同利用施設が三十八億であつたのを、二百七億ベースにしたときには四十五億にしておる、こういうところが違つたのであります。これは先ほど申し上げましたように昨年度の資金源が一般會計、それから見返資金が主であつたのが、預金部資金が今度多くなりまして、その実際の引出しをするのは貸付の決定を相当急いでやらなければいけない、こういう見地から計画も進行の途上においてさういふ計画を作つたのであります。それから次にこの法律に直接関係いたします農業倉庫の建設計画といふものに對して御説明申し上げます。お手許に配付しておると思ひますが、昭和二十七年年度農業倉庫建設計画案、こういうのがあると思ひます。それによつて御覧いただきたいのであります。建設計画は大体産地におきまして一棟五十坪

のものを五百一棟二万五千坪作る、それから集散地においていわゆる連合農業倉庫十棟、一棟二百坪のものを作る、それが二千坪、これに要する資金が産地倉庫は一棟約二百十万円平均と見まして十億九千三百万円、連合倉庫は一棟千五百七十万円というところに見て一億五千七百七十万円、合計十二億五千万円程度を要する、これに對しましてはその約八割を融資する、こういうふうな計画でやつておるのであります。なおこの準備はそこに書いてありますように、土蔵造では産地倉庫は坪当り三万五千、鉄筋コンクリート、これは連合農業倉庫のうち予定しておりますのが坪当り七万円、下屋は二万円、附属設備費二万円、こういうふうな勘定でやつておるのであります。然らばこれだけで倉庫は足りるのかどうかというところであります、それは細かい府県別の、農業倉庫収容力と出廻数量との対照表というのを配りしてあります、それによつて御覽願いたいと思ひますが、保管対照数量は、出廻數量を約三千四百二十万石と見たのであります。それに対して保管可能収容力は二千九百二十八万石あるわけであり、そのうちD級倉庫、これはD級といふのは長期的な保管に堪えない悪い倉庫であります、それを差引ますと収容能力が二千六百九十八万石になるわけ、保管対照數量のうち、搬出數量四百四十万石程度と見ますと、三千十萬石程度を収容しなければいけません、収容力との比較から収容不足が約三百二十万石になるのであります。これを対象にして新設した

は註に書いておりますように、二十一年から二十五年の五カ年平均の供出數量から最高最低を除いて平均を出したのであります。その上に將來統制が緩みとされるような場合、出廻りが殖えても、余裕を一概ばかり見て計算したのであります。

〇委員長(羽生三十七君) 御質問がございましたらどうぞ……

〇三橋八次郎君 昭和二十六年の資金百二十億、これに對しまして二月現在借入申請額は約百四十二億、而してこの申請に對する貸付決定額といふものは約九十八億円でありますが、貸付決定の甚だしく遅れておりますという原因は一体どこにございますか。

〇政府委員(渡部伍良君) 一番大口は先ほど申し上げましたように、單作の決定が遅れたので、その準備が遅れて二月二十九日まででは單作十五億を予定しておつたのが、全然出ていないよう、それが一番大きいと思ひます。それからその次は伐採調整の關係ですね、それが遅れておる。あとは大体予定通り行つておると思ひます。

〇三橋八次郎君 年度内の予定資金を十分消化してしまふというふうな成算がございますか、どうですか。

〇政府委員(渡部伍良君) その見込であります。

〇三橋八次郎君 参考資料によりますと、農業倉庫の収容能力の不足約三百萬石に對しまして、新設及びこの補修の必要量といふようなものは、地域的にどういふようにお考えになつておりますか。

〇政府委員(渡部伍良君) 大体この倉庫の収容回轉を二回轉に見まして、こ

れで賄つて行くと、こういう考えであります。

〇三橋八次郎君 昭和二十七年以降に於きまして、新設を必要とするならば、金利を引下げまして、特に昭和二十七年に於いての貸付を行ふものに限定した理由はどういふわけでございますか。

〇政府委員(渡部伍良君) 大体この計画で必要なものはできると、こういう見込で一年に限つたのであります。而もこれはいつまでもだら／＼やつたんでは困るので、急速に整備したいと、こういう趣旨も含めておるのであります。

〇三橋八次郎君 その他の部類に四十何億が計上されておりますが、そのうちで水産業に對しましては、共同施設のうちで冷凍といふことを認められておりますけれども、農業方面ではそういうふうなことを認めになつておらんやうであります、私は多毛作奨励の結果といひまして、野菜などを生産する部面がたゞさんあるのござい、例へて見ますと水田の裏作として甘藍を栽培する、ところが水田の植付といふことに制約されて、甘藍の市場値段如何にかかわらずに、甘ん收獲してしまふなければならぬ、そのために殆んど市場までの運賃もなといふやうな実情で、多毛作をやつても何ら役に立たないやうな声が地方にあるやうでございます。又その他の野菜におきましても、輸作をやろうとしますと、次の作物の出廻りを逸してはいけませんから、一斉に收穫して市場に出すといふやうなことから考えますと、これを一時冷凍しておき

まして、そうして市場の値段を見ながら出荷をして行くといふやうなことになるやうな、恐らく水産業以上の収益が農家に廻つて来るといふやうなことになると思ふのでございます。これはいつ收穫してもよろしいといふものであります、後作、前作、多毛作といふやうな農業経営をやるとしますと、即ち土地を高度に利用しようと思つたば、そういう施設がなければ収益を増加するやうな経営はできない。私、広島、今治その他の市場で、その品物のたくさん出るときと平常の当り前のときの値段とを比較して見ますと、約二週間貯蔵することによりまして、値段は約三倍に上つておるのでございます。なすなどのやうな比較的貯蔵力の短いわけなすなどにつきましては、僅か十八日貯蔵することによりまして、一貫匁の單価二倍半といふやうな実情があるのござい、水産のはうも勿論必要なことではあります、一面小農経営、それから多毛作といふやうな集約経営をやつて行く上から考えますと、これらの面に資金を出して頂くといふことは、日本の小農経営を助長させるゆゑに必要と思ふのでござい、その方面にこの資金を融通して頂けるやうな途を開いて頂きたいと思ふのでござい、それに対しては政府の御所見は如何でございましょうか。

〇政府委員(渡部伍良君) お説誠に御尤もでありまして、我々のほうでもそれは検討してゐるのであります。ただ水産と違ひましてこの施設が變る期間が非常に多いと、結局儲かつたものが儲けにならないと、こういうふうな今のまでの我々の計算ではなつておるのであります。従ひましてこれを一年中遊ばすことを最短期に採算が成り立ちますれば、これは十分考えられることになると思ひます。禁止しているわけではございません。これは、現に水産物の冷凍の施設と家畜の肉の冷蔵の關係を一緒にしてやるのかといふこともやつております。ただその間に水産と一緒にしてやるかといふことになると、水産の漁獲時期と今の野菜なりその他のものの收穫の時期が合ふやうなことで話がかないのもありますが、要するに一見採算がとれないといふことがない限り私のほうは十分考えたいと思つております。

〇三橋八次郎君 御意見よくわかりました。是非そういう方向に持つて行つて頂きたいと思ふのであります、結局農家の側でなくて、いわゆる市場經營なり、商売人のほうでこういう倉庫を設けて、安く出廻つたものを賣つてそれを貯蔵して、そうして消費者に高く売るとかといふことになり、安く買われるのは農村のほうだけで、儲けは商売人のほうに入つてしまふといふことになりまして、成るべく一つ実情を調査なさつて採算のとれるところで早く実施をして頂きたいと思ふのでござい。

〇片岡眞吉君 二月末までの貸付決定は九十八億でございますが、三月一ぱいどのくらい大体貸付が完了する見込でございましょうか。

〇政府委員(渡部伍良君) 三月一ぱいで全部貸付は決定したい。実際の現金

は予算がきまり次第、四月一ぱいで現金を渡したい、こういうことで今大急ぎでやつております。それで二十日まではつきりしないやつは他のものに振替えて、もうたくさん申請しておりますから、一種のまあ仮決定みたいなそういうのに振替えて支障のないようにしたい、こういうふうと考えております。

○片柳眞吉君 それからこの農業倉庫の融資の利息を引下げることは、これは次第策としては止むを得ないと思いますが、実は前から農業の倉庫につきましては国から相当の助成を與へる要望しておつたのでありますが、今度のこの資金融通法でやられるのは暫定措置であつて、今後はやはり政府から相当の助成をいたす方針でありますかどうか、これを一つ伺いたいと思ひます。

○政府委員(野原正勝君) お尋ねのようには従来は、戦前は農業倉庫に關しましては政府から助成をしておつたのであります。只今のところまだ助成の途が開いておりませんので、資金融通法によります低利長期資金の融通ということで一応の目的を達するということでありまして、将来相成るべくは助成の途を講じて行きたいと考えております。

○片柳眞吉君 将来とも助成ができました場合には、その間の融資してやつたものとの関係が不均衡という点が生ずると思つたものであります。そういつたような場合には、そういう融資をしてやつたものと助成金が通つて助成金をもらつたものとの不均衡を調整する必要があると思ひますが、その辺はどんなふうにお考

えですか。

○政府委員(野原正勝君) できるだけ不均衡に直らないようにやりたいと思ひます。従つて補助額等もできるだけ多くの倉庫に助成するということになりまして、そう二分の一の補助というわけにも行かない。成るべく普遍的にやるといふことでやる。補助額はさうたくさん出さなくとも、できるだけの予算を出してたくさんの方の倉庫に補助をするといふような形をとつたらいと考へております。

○片柳眞吉君 それからちよつと別の問題であります。食糧会計の来年度の予算を見ても、食糧会計でこれは主として輸入食糧問題でありまして、輸入食糧のサイロ式のタンクを作るといふことで、実は五億円の予算を計上してあるのですが、どうもあつちでは五億円の直接の倉庫に出しながら、民間の倉庫については單に融資的の關係であるといふことで、どうも食糧庁の考へ方が首尾一貫しないのじやないか。特に現内閣はできるだけ国が直接施設を持つことはむしろこれは反対であるので、主として民間業者をできるだけ使つて行きたいといふような方針のようにも聞いておるのであります。あれとの關係がちよつとおかしいように思ひますが、この辺はどんなふうにお考へですか。

○政府委員(野原正勝君) 将来とも輸入食糧は、まだできるだけ減らしたいといふ考へ方で食糧自給度の向上を目指して企図はいたしておりますが、まだ当分は或る程度の相当数量のものを輸入しなければならぬ。この輸入しましたものは一応政府がこれを管理す

るわけですが、適當な場所に管理いたしまして、それを国内における需給調整、或いは又價格の安定と、国内産の食糧との關連において政府がこれを管理するといふ考へ方をとつておるわけですが、何分にも大量なものを保管しますのには、やはり合理的に保管の方法を講じて行かなければならぬ。同時に船積みとの關係等から、これを一々貯に積むといふようなことでなしに、小麦吸上げ機械を以て非常に短い時間に相當の數量を格納するといふようなことになりまして、やはり單なる倉庫といふふうにはならないで、大きなサイロ式倉庫と、吸上げ機械を使うといふことになりまして、どうもこれを特定の会社その他にやらせるといふようなことも不合理なことになつて参ります。まして製粉業者等にやらせま

す。当然入れたものを製粉業者に払下げるといふことになりまして、特定の者だけを保護するといふようなことになりまして、使つてこれからの食糧需給の問題、或いは加工その他の点をも公正妥當に行ふといふ点になります。やはりこれは政府が持つてゐるはうがよからうといふふうな結論になつておるのであります。いろ／＼と考へました結果の結論として、まあこの際誠に止むを得ずサイロの計画を進めるといふふうなことでありまして、この程度で御了承願ひたいと思ひます。

○片柳眞吉君 次に今回の融資で作りました倉庫につきましては、実は四分の利子でも相当やはり経営上は困難な点もあると思つたのであります。けれども、帰するところは、政府の持つております米なり、或いは麦等をできる

だけこの倉庫に入れて利用するといふことがありませんと、助成金は四分であつてもこれは利子を払わなければならぬわけでありまして、やはりできるだけ融資で建てた倉庫を政府で利用するといふことがありませんと、これは困難かと思ひますが、その辺はどうなりましようか。

○政府委員(野原正勝君) 協同組合に倉庫を作りました上は、倉庫を作りましてそのものがやはり食糧の集荷と關係を持つておるのであります。集荷いたしましたものが、政府が今日食糧管理をしております以上は、當然その倉庫を利用する、最高度に利用すると同時に、又従つて利用料は政府から支払をするといふようなことに相成るわけでございます。この辺の事情は十分考慮いたしまして十分に利用をいたしたいと考へております。

○片柳眞吉君 この倉庫の収容力の數字であります。これは主として米だけで見るとおるようになつて聞きました。米以外の麦でありますとか、或いは雑穀等につきましてはこの計画には入つておりません。一応米で計算したのであります。相當ゆとりを持つて計算しておりますので、それも一緒に考へ願つていいんじやないかと思ひます。

○松永義雄君 この四分と書いてある修正の基礎……條文の第三條ですが、第三條はどういうふうになつておりますか。

○政府委員(渡部伍良君) 第三條では、貸付金の種類と、それに対する利率、それから償還期間、据置期間とい

うのが表になつておるのであります。これは倉庫資料の中に入つておると思ひますが、例えば、その中で「農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金」その中で「公共事業費による補助事業に係るもの」として最高年七分で最低年六分、償還期間は十五年、据置期間は五年、「その他のもの」については最高年五分五厘、最低年四分五厘、償還期間十五年、据置期間三年、「造林に必要な資金」は、「公共事業費による補助事業に係るもの」の利率は最高年七分、最低年六分、償還期間は二十年、据置期間は五年、「その他のもの」は最高年五分、最低年四分、償還期間は二十年、据置期間は五年、さういふように林道の開闢、塩田の改良、農林漁業者の共同利用といふものにつきまして、それ／＼今のようなきめがしてあるのです。その中の第三條の今の六号に、「共同利用に供する施設の造成、復旧又は取得に必要な資金」として、最高年八分八厘から最低年七分、償還期間十五年、一年据置となつております。その規定にかかわらず、農業倉庫につきましては年四分とする、こういうことになるわけであり

ます。

○松永義雄君 そうしますと第六号の規定をここで直したということになるのですか。

○政府委員(渡部伍良君) そうであります。直したい、こういうのです。

○松永義雄君 資金運用部資金を今度新たに借りるということになつて、その利率はどれくらいになるのですか。

○政府委員(渡部伍良君) 年六分であり

○松永義雄君 そうしますと資金運用部資金六分のを、農産倉庫へそのまゝ四分で使うというわけではないでしようが、いろ／＼差繰りをしてなさると思うのですが……

○政府委員(渡部伍良君) 先ほど申し上げましたように、一般会計から六十億、これは利子なしであります。それから見返資金から三十億、これは五分五厘であります。それから資金運用部資金の借入が百億、これは六分でありまゝ。これはプールして資金コストを出すのであります。

○松永義雄君 先ほど配つて頂きました「弘報だより」という中の「農林漁業資金通法施行令一部改正省議決定」というところに、「その株式の九割以上を所有する会社を追加し」と書いてありますが、これはどういふものでしょうか。

○政府委員(渡部伍良君) これは施行令に貸付ける組合の種類とそれに対して貸付先というものをそれ／＼きめておるのであります。その貸付先が大体において共同施設ということになつておるのであります。併しそれに出ておりますように、会社であつてもその株式の殆んど全部が協同組合又はその連合会の所有にかかるとは協同組合と同格に扱つていいのじやないかというところで、九割以上の株式を協同組合又は連合会が持つておるものは、この資金を借入れることができる、こういうふうにしたのでございます。

○松永義雄君 具体的にはどんな会社ですか。

○政府委員(渡部伍良君) 現在申請しておりますのは北海道の細羊の飼育の

協同組合、これは北海道の町村協同組合が主であると思ひますが、それが出資して作つております北越というのがあります。これは全額が協同組合の出資になつております。そういうもの、或いはやはり北海道のアスパラガスを製造する会社がありますが、それややはりそういう協同組合が殆んど全部出資しておる会社であります。そのほか金を借りたいというふうなものも二、三出て来ておるようであります。

○松永義雄君 別に僕は疑うわけではりませんが、会社という営利の団体で、協同組合といふ協同である、一応性格において相違があるのです。が、濫用されるようなことはないですか。

○政府委員(渡部伍良君) これが普通の会社でありますれば、例えば開業銀行とか、そういうところで出してもらうのであります。御承知のように農村でやる事業につきましても相當資金的にも一般の金融機関ではつきにくいところがありますので、こういうものにつきましてもその構成メンバーが協同組合といふような限定されたものであれば貸してもよいのじやないか、こういうので枠を拡げたまゝであります。この運用につきましても、これが濫用されるようなことがあつては困るといふので、役所の内規でありますけれども、一々の貸付について慎重を期するために省議にかけて各方面から検討して貸すというふうな内規を作つて慎重を期したい、こういうふうに考えております。

○松永義雄君 その内規とはどういう

内規ですか、内容は。

○政府委員(渡部伍良君) 内規というのは、当該貸付を一局で、具体的に申しますれば官房の所管になつておりますが、官房限りで処理しないで、各局長が出て来る省議にかけまして、そこで仔細に検討してもらつて今の構成メンバー、それから事業の内容、そういうものについて十分審査をして貸付けるという、こういうふうなことを内規にしたのであります。

○松永義雄君 これは心配すると切りがないのですけれども、信用組合が信託会社に金を貸して問題を起している。これを一遍見てみると協同組合はこうすれば安い金が借りられる、結論において、而も利用するところは営利会社、そうすると農民はどの程度これに利益を得るかどうかということがはつきりわからない。念のためにそういう疑問を持つていふことを申し上げて質問を終わります。

○西山龜七君 ちよつと遅れまして重複するかも知れませんが、二、三お尋ねしたいと思ひますが、この融資をした倉庫と、それから既設の農協の倉庫、それから商業用に使つておる倉庫とどういふような区別をなされますか。その点と、それからそういう融資、低利融資をした倉庫に対する保管料でありますか、これも今申上げましたように既設のものと同業倉庫と今度の新しい倉庫との差額を政府は別に指示をするか、これは自由かどうか、こういうこと。それからその次にこの倉庫に收容しました米麦に対して如何なる方法を以て金融措置を、金融をつけるか、或いは倉荷証券

のようなものでつけますか、又その他の方法で金融をつけますか、どういふようにお考えになられておりますか、その点をお聞きしたいと思ひます。第三番目に倉庫に收容しました米麦に対して金融機関が、或いは中金系統の金融機関を使わなければ金融がでないか、或いは商工中金でもできるか、一般の銀行でも金融がつくか、こういうこと。もう一点は米麦以外のものでも收容ができ、又金融がつくかどうか、この点をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(渡部伍良君) 第一の既設の倉庫と営業倉庫と今度の倉庫との区別という意味がよくわからないのであります。……

○西山龜七君 この融資をした倉庫は低利資金で四分と、こういうことになつてますので、一般の倉庫業なんかとは非常に原価計算するところが違ふと思ひます。……その四分の低利な資金を以て償却するをやりますと、一般倉庫はこれの打撃を受けていかんと思ひますが、そういうような意味を……

○政府委員(渡部伍良君) 今の三つの倉庫の間に区別はいたしません。それはどういふことかと申しますと、今までの倉庫は保管の期間とか、保管のものの関係から相當採算がとれるからできておるのであります。これから作るのは非常に採算が悪いので、放つて置いたらできないというので、この低利の金を融資するのであります。いわば補助金の代りに低利の金を融資するのであります。これによつて既存の倉庫或いは商業倉庫と競争上非常に有利

に立つといふことは全然考えられないのであります。従つて区別はいたしません。それから保管料につきましても、これは既存の倉庫と同じ保管料になつてと思ひます。それから金融は倉荷証券は農協倉庫では倉荷証券はつくることはできないと思ひます。それからこの保管された商品に対する金融は、原則は協同組合でありますので、系統機関の金融を受けることになりまゝが、ほかの金融機関からの金融を禁止するといふことにはなりません。但し實際問題は、そういうことは少いだろうといふことは考えられます。それから保管の物資は米麦のみならず、雑穀、その他肥料等共同購入品、これも空いてるときがあれば、これも使うことができまゝ。

○西山龜七君 そういたしますと、その倉庫に入れた米麦に対する金融は、中金の金を以て融資を、金融をすることに思ひます。……

○政府委員(渡部伍良君) 中金或いは信連が原則になることだろうと思ひます。

○西山龜七君 そうしますと、その中金の融資されますものは、中金の手持資金でありますか、又政府がそれに對して特別な融資をする御方針があるものでありますか。

○政府委員(渡部伍良君) 政府が買取るものにつきましては、政府資金の前渡等によつて従来通りの資金の融通、勿論中金等を通じてやるのであります。が、その他のものにつきましては、政府の金を特別に考へておりません。それから倉荷証券等をつけるには、倉庫業法で指定した倉庫にならなければな

らん、その手続をとれば一定の倉庫の規格と申しますか、倉庫の完備差によつてつける途はあるだろうと思ひます。

○西山亀七君 いずれ麦が統制が外れましたと仮定いたしましたして、その倉庫へ入れた麦は一定の政府の買入の価格で売れば、今申されましたように、政府が前渡金のような意味で融資が出来ますが、それを政府へ売らずして農村が手持をするというふうなことになるはしまいかと思ひますが、そのときの金融が農林中金だけで賄えるであらうまいか、その点を一点、それから現在食糧特別会計におきます金融というものは買入れ、政府に供出をして買入れる以外のものへ使えるようなことになつておりますか、又なつておりませんか、そのことを一つ……

○政府委員(渡部伍良君) 第一点の統制が外れたときの用意であります、これは又別に現在の制度と変わるのです、それから、そのときの金融については今後大いに検討しなければいかんと思ひます。現在、例えば澱粉とか雑穀等については国の資金でその範囲内において融通をいたしておりますが、その中の資金源が足りなければ国庫余剰金の預託等を受けて資金源を造成することによつて賄つて来ておりますが、仮に統制が撤廃になりましたら、政府が平均、農業者が平均売のために貯蔵しなければいかん、こういうことになりますれば、新しい資金源を国として用意して、価格の安定を策するようなことを考えなければいかんと思ひますが、現在のところは、まあ米は御承知のように継続であります、麦も

無制限買入ということになつておりますので、現在のところはそのまだ段階に行つていないというふうな我々は考へております。それから更に第二点の、現在政府の金を政府に売らないものに対して食糧管理特別会計の金を貸付けることができるか、これはいろいろ研究しましたが、なか／＼むづかしいようございまして、現在の制度では、やはり政府に売渡すものでなければ、政府の金の前渡しはできない、こういうふうな考へております。

○西山亀七君 いずれ麦の統制が解けるということは、これはまだ仮定であります、その場合におきましては、いつでも政府が買上げる値段なら農村としてはいつでも売れるのでありますからして、それより高く売れるのであれば自由、そのときの金融は、只今の

お話では、別途にそれにふさわしいようなことを考へになる、これはよくわかるのであります、私は農業協同組合もこれは日本の農村の発達のために非常に政府が特別に援助をしなればいかんことはよくわかるのであります、わかるのであります、私はもう一つ進んで農家本位にもつと行きたい、農協本位にならずに農家本位にも一つ考へて頂きたい、かように思ふのであります。つきましては、その倉庫へ入れるものは中金の、政府が金融をつけたといたしまして、やはりこの農村の今の供出の取扱は農協も商人経営も同じようなことが二本建てやつておりますので、是非ともこれは商人系統も同等にお扱いを願ふような金融措置を是非そういうふうなときにはお考へして頂きたい。私は願わくば

農村が、例えて言えば米を五十俵とる、とりましたならば、その五十俵の米を農村の底で検査をいたしまして、金の必要なときに農村が月別に売る、こういうことになりたしますと倉庫料も要らんし、運賃も要らんし、非常に農村が利益を受けると思ひます。けれども、そこへ持つて行かなければ金融もつかない、検査もできない、こういうことになりたしますならば、これは農協本位の政策であつて、農家本位の政策でない、かように私は思ふのであります。その点を特に考へ願ひまして農村の利益になる、成るべく農村に貸約をして、金利を負担をさせずに高く売れるような制度を考へ願ひたい。さように思ひますので希望として申上げます。

○飯島連次郎君 先ほどの政令改正に關して、これは官房長に伺ひたい。貸付資格者の会社についてですね、株式の所有者の組合では株式の名義書換などに煩雜であるから、組合員ではないけれども、

○政府委員(渡部伍良君) 組合員ということになりまして、非常に區別が困難になつて来るので、組合員、この農家というだけでは都合が悪いと思ひますので、組合が持つていてということに限定したのであります。

ば例を挙げて二、三聞かせて頂きたい。○政府委員(渡部伍良君) こういう貸付方は慎重を要するので、初めには入れてなかつたのであります、貸付をい／＼やつて行つた経過から見て、この程度ならというので、非常に資格を限定しまして入れたのであります。元来ならば開業銀行のほうに持つて行つたほうがいいのかも知れません。具體的の会社は、先ほど申し上げましたように、北海道の北海道紡織株式会社、これは農家から綿羊の毛を受託して織物にする会社であります。それから北海道アスパラガス食品株式会社、こういうのがあります。

○飯島連次郎君 じゃ、次に政務次官に、何か発言がしたいようでありますから、ちよつと聞かして頂きたいと思ひます。

○政府委員(野原正勝君) 協同組合が九割も持つておる会社でなければ貸せないということになると、飯島さんのおつしやるように、殆んど有名無実に等しい、北海道の例は今ありますが、実は余りないようであります。松永さんのお話のように、会社の営業本位にやるようなところに、農林漁業資金を流すということも、これも又弊害を伴いますのでありますから、さればと言つて、協同組合が少くも半分以上持つておるならば、これは将来貸付の對象として考へて見る必要があるのじやないかというふうなことを、実は私も考へております。九割というふうなことになつて、該当するものが極めて特殊な場合だけということになつては、これは折角の省令として、今政令を省議で決定いたしましたしても、極く特

別な場合だけになつてしまふ、これはこの際い／＼検討いたしまして十分弊害のないように、又この資金がそういう場合においても十分生かされて協同組合、農山村漁民の利益に十分なるような途を考へたいと考へております。

○飯島連次郎君 そうするともう一度これは廻つて検討の要があると思ふので、もう一つ伺ひたい。それは塩見官房長時代のことであります、そのときに塩見官房長と三局長と、これは農林委員会ではなしに私が懇談の席を持つたときに、塩見官房長はこう言つた。もう農林漁業資金を貸付ける條件としては協同組合以外は一切貸さない、もう如何に農民資本が入つておつても、会社という名前がつくのは一切貸さないというの、前官房長のときに実は決定した意見である。さすがに塩見さんと私は感心をした。ところが今度は次の官房長になつたら俄然軟化した、会社に貸すというところに変化したの、一体どういう理由でそういうことになつて来たのか、そこを私は明確に一つ答弁してもらひたい。

○政府委員(渡部伍良君) 実際の事情を見まして、これをやるのときには最初の我々の案は全額をやるのだつたら同じじやないかというので全額案も出したことあるものであります。併しいろいろ検討した結果、全額というのものひどい、まあ一割ぐらいの余裕をとつたのであれば殆んど協同組合と同じじやないか、こういうので範圍を狭げたのであります。

○飯島連次郎君 それでは最後に政務次官にお尋ねをして私の質問を終るこ



とにいたします。三月七日の省議で決定をされて、そして一体近く閣議にかけられるということになっておりますが、その閣議はもうすでに決定済みですか。

○政府委員(野原正勝君) 決定済みでございます。

○飯島連次郎君 それは幾日の閣議ですか。

○政府委員(渡部伍良君) 三月十一日の閣議であります。

○片柳眞吉君 只今の問題で、資金融通で会社を対象とするということについては、今飯島さんからむしろ反対的なような御発言がありました。私はむしろ自分の体験から、逆な考え方を持っておるのであります。まあその辺につきまして政府の方針をはつきり承知したいと思つておるのであります。実は農村工業というような問題が主としてかような案件に該当するものが多いと思つて、過去の農村工業の例を見て参りました。相当高度な商品を作るといふ場合におきましては、或いは却つて農協の連合会ではどうも効率が上がらないという例が相当あるようにあります。私の在官中におきまして、例えば北海道の酪農事業等につきましては、これは果して金融なり或いは販路の開拓といった点から見て行つて、農協連合会組織がよろしいか、或いは勿論資本は農村から主としてこれは出してもらいますけれども、むしろ自由な営業をやるといふ点からすれば却つて会社の方がよろしいのではないかと、実は意見が省内で真剣に検討されたのであります。特に農協連合会で行きますと、例え

ばその役員等はこれを組織しておる單位組合の組合長であるとか、そういうものが選ばれて連合会の役員になるのであります。ところが高度な商品を作つて販売をする、單に米とか麦を委託を受けて販売するというのでなく、高度な商品を一市場にこれを販売するということになりますと、これは実は相當専門的にその事業と取組む人がありまないと、実は業績が挙がりくい。單協の役員は資格を喪失すればやがて連合会の役員は資格を失つてしまふ。これはなか／＼高度の経営はやつて行けないという例があるようにあります。勿論先ほど松永さんが言われたように、会社という名目でその間にこれを悪用するものがあつてはこれは絶対にいけませんけれども、むしろ農村工業を進展する意味には、やはり場合によつては会社経営というものの、農村資本を主としたものについてはそういうものを積極的に認めていいのではないかと、私は私は感じたり持つておるのであります。甚だこれは勝手なことかも知れませんが、私が若干頼まれて見ておる一つの事業から見て参りました。例えば酒類の醸造事業等については私も相談を受けておりますが、これは例えば農協連合会で酒の製造免許を受けるといつても、これは先づ免許の下りの見込はないのであります。こういう場合には止むを得ず実体的には農協連合会でありまが、これはやはり会社という恰好で行かないと、殆んど免許が下りないというやういふ実は實際的な問題もあるやうであります。従つて私はできればそれは農

協連合会で農村工業なり農産物の高度の加工化ができれば私はそれで勿論いいと思つて、併し今言つたやうな、あるいは免許関係でありますとか、それからやはりその仕事に取組んで、責任を以て経営をするという必要からは、場合によつては私は会社経営のほうがベターな場合もあるのではないかと。こういう感じがいたすのであります。若干の私は体験を最近持つておりますので、以上の点を申し上げまして、勿論これが濫用されることは松永委員の言われましたように、嚴に警戒をして頂きたいと思つて、そういうお考えを私はむしろ政府側で御採用願ひたいと思つて、その辺のお考えを一つ……。

○政府委員(野原正勝君) 全く同感であります。私も農村工業等の場合におきまして、例えば二次加工、三次加工というやうな部面まで協同組合がやるといふことは、ときに行き過ぎの場合もあるし、危険が伴う場合もありまが、ところがさういつた二次加工面、或いは三次加工面に入つて来るときに、或いは大体その資本の半分を組合が持つ、あとの半分を村の有志が持つというやうなことでやつておる事例を承知しております。会社という名前ですけれども、実は殆んど協同組合と変わらないのである、而もそれは利潤追求というやうな普通の資本主義的な行き方ではない、極めて良心的な経営に當つて、そして職員なども当然協同組合のかたちで役員なども兼ねておるというやうなことで、利益があがればすぐ農民に還元される、非常に良心的にやつておる事例を承知して

おります。従いましてさつき私が九割といつたやうな極端な場合だけが考えられて、全然あとは九割ということになりまが、殆んど該当するものがないとなつてしまふ。むしろこれはもう少し、余りこだわらずにその仕事の実体等十分見て、これは考え直したほうがいいのではないかと、これを私はさつき見解を申し上げたわけであります。が、決してこれが普通の営利会社としてただ金融が苦しいから農林漁業の金を持つて来れば、長期であり、安いからというやうなことでやられたのでは、堪らんのでありますけれども、その実体が本當に協同組合の性格に合致して、農民の利益に直結しておるといふやうなことであるならば、これは當然考へるのが至当ではないかという見解を持つておるわけでありまが、これは現在やつておられます、例えば穀物の仕事、穀物までの仕事は、これは協同組合がやつて差支えないと思つておられますが、これからはるるを考へるとか、給を作るとかといふ段階になります。これはもう実は協同組合でそこまで行つていいか悪いか、販売の技術とかいふ／＼なこともありまして、或いは行き過ぎになりはしないかといつたやうなことが考へられる。やはりさういつた面では当然考へるべきではないか、或いは又いふを集荷する、その集荷の段階までは勿論協同組合のこれは大きな仕事でなければならぬと思つてあります。これを使つて焼酎を作るというやうなことになるかと、今のお話のように、どうしてもこれは協同組合のやる仕事の境を越えてやしないか、というやうなことを考へますと、

これはやはりその個々のケースについて検討しなければならぬ、会社だから半分くらい持つていけばいいじやないか、と頭からきめることもどうかと思つて、その内容を十分吟味しまして、それがこの農林漁業資金融通法によつて真に農村の金融問題を解決し、農村の振興に役立つという大きな意義を提えてその線に沿つて行くことであるならば、これに余りこだわらずに大きく考へて行つたほうがいいのではないかと、十分この点は検討したいと思つております。

○飯島連次郎君 片柳先輩から大分賛成討論がありました。私もそれではもう一回立たざるを得なくなりました。最後に政務次官に、私のさつき申し上げたことは、会社に融資の途を開くことに對しては反対というふうにとられたやに私は聞き取つたのであります。が、実は私のさつき申し上げたのは一つのアイロニーで、私の真意は片柳先輩は十分御了解のことと拝察いたしますが、端的に結論を申し上げます、会社に融資をするといふことには私は大賛成であります。但し会社に融資をするといふことは、條件をもつて緩和しろといふことは、私は軟化してさつき申し上げるのではなく、私は、実は渡部官房長にも私的にいろいろ申し上げておつたが、九割はひど過ぎる、大体我々の見るところでは八割乃至八割五分だ、ところが今日これを見ると九割になつておる。これは少しきつ過ぎるというのが実は私の秘した條件ではあつた。ですから先ほど松永委員からもいろいろ手厳しい質問がありました。が、私は実は結論においては会社に融資をするといふことについて

は賛成であります。ただよほど、松永委員の御注意等もよく体してやつて頂きたいということが私の真意であるというのを申上げて、私の質問はこれで最終にいたします。

○片柳眞吉君　そこで一つあれなんです、林業関係は会社で融資をしておるようでありますが、林業関係はこういうような條件は全然ないわけですか。

○政府委員(野原正勝君)　林業関係は、御承知のごとく非常に他の産業と違つた面がありますので、個人若しくは会社等にもやつております。これは林業関係と申しましても限定されまして仕事であり、造林の仕事、造林事業、それから奥地開発の林道開発、それだけが特に特例としてこれは認められておるのであります。

○片柳眞吉君　それから発言のついでに先ほど西山さんからの御発言に対して、倉庫証券を発行できるかどうかという御質問に対して、政府から、倉庫証券は発行できないという御答弁があつたようでありますが、倉庫証券というものを広義に解釈して行きますれば、農業倉庫法で農業倉庫証券は当然これは発行できるわけであり、それが商法の倉庫証券に四敵する。そうすると農業倉庫でも農業倉庫証券が発行できる。これは中金、信連以外の他の金融機関でもこれは融資の途がありはしないかと思ひますが、その辺を一つ確かめておきたいと思ひます。

○政府委員(渡部伍良君)　先ほどのお言葉、ちよつと誤解しまして……。農業倉庫証券はお話の通り発行できま

す。一定の規格に合つたところの倉庫であります。……。その点先ほどの訂正させて頂きます。一般の倉庫証券ではなくて、資格は大体倉庫証券と同じだと思ひます。名前は農業倉庫証券であります。

○委員(長(羽生三七君)　ちよつと私から一つお尋ねしたいのですが、この法律のうち、「昭和二十七年に於いて貸付を行うものの利率は、第三條の規定にかかわらず年四分とする。」ということにして、昭和二十七年に限定したのでありますが、御承知のごとく農業災害補償法ですか、あの法律の中にその保険料金の一部を消費者負担にするという原案を、それを国庫の一般会計から支出するという別個の條件を作つて、毎年その法律を継続して行つておる。つまり一年ごとにもう一年継続する、又一年継続するということにして運営をして来ておるところがあるのですが、それと同じような意味で二十八年度において又適用するというようにして行くのか、二十七年に於いておよそ所期の目的を達成するという想定でこの書かれたのか、その辺如何でありますか。

○政府委員(渡部伍良君)　先ほど申し上げました通り、これで一応完了するといふ目途の下にやつておるのであります。今のところはこれを延ばす意思は持つておりません。大体これで所定のものが我々の計算ではできる、こういう考へであります。

○三橋八次郎君　前の国会におきまして、商業価格法審議の際に、当委員会から、商賈の維持安定に對しまして政府の努力を要請いたしましたして申入を行な

つておるのであります。これに對しまして、政府から善処したい旨の回答があつたのであります。これらの措置についての事情につきましては後日改めて質問したいのであります。差がつて商賈の安定のためには乾藺の保管が極めて必要なことだと思ひるのであります。そのために乾藺倉庫の普及が必要であります。政府におきましては、来年度乾藺倉庫造成のために約八千万円の資金を融通する計画になつておるのであります。然らばこれらの乾藺倉庫の造成に對する融資につきましても、一応農業倉庫に準じて金利を下げ

る御意思はあるかどうか。若し乾藺倉庫の資金に對しましては四分に引下げるといふような本法律案を改正することにつきましては、政府の御所見はどういふものでございましょうか。

○政府委員(野原正勝君)　乾藺倉庫に限らず、実は全体の、貸付けの場合を考へましても、いろ／＼と要望等がたゞさんございまして、どうも農業倉庫だけを四分というのは少しおかし、ほかのものもこの際下げろ、といういろ／＼の御要望等もあるものでございまして、この問題につきましては昨年からこの特別会計を設置する場合において、もう／＼慎重審議を重ねて、こういうようなことに落ちついた次第でござい

ますので、この農業倉庫、食糧倉庫につきましてもはむしろ特例として考へたいといふふうに考へまして、他の場合につきましても均等考へる／＼考へておるわけでありまして、一応今回は食糧倉庫について特に四分という最低利で行くことになりたし

につきましてもは又機会を得まして十分検討したいと思ひておられます。

○三橋八次郎君　今のお話によりまして、乾藺倉庫のほうは除外されておるといふようなことのようにあります。戦後漸く養蚕業も盛んになろうとする門出のときにおきまして、折角繭糸価格安定法というものができましたのにもかかわらず、この繭を保管する倉庫に對しましては一般農業倉庫よりも利率が高くなければならぬといううなことは、農業政策的に見ましても極めてこれは片手落のことだと思ひのであります。何とかしてこれだけでも中に挿入するといふような措置はこれからつかんこととございましょうか。

○政府委員(野原正勝君)　いろ／＼御要望の趣旨はよく承知いたしますけれども、これは倉庫という問題だけではありません。御承知の通り農林漁業のほうから融資しておりますものは、この食糧倉庫、農業倉庫と木炭倉庫、乾藺倉庫といふことになるわけでありまして、これは倉庫だけの問題でなしに、他のいろ／＼な各ケースについてそれぞれ、もう少し金利を引下げるといふ御要望も実はあるのでございまして、併し今日政府が特に農業倉庫を取上げましたのは従来農業倉庫につきましては特別に助成の途があつた、戦前はあつたわけでありまして、でき得べくんば、農業倉庫の建設については何らかの特別助成の途を講じたいといふ含みを持つていろ／＼と折衝等を重ねてお

つたわけでありまして、最終段階におきましても、どうしても助成の途が今日困難であるといふことになりましたので、止むを得ず金利の問題につきましては他の倉庫よりも相当低くこれをして、貸付けるといふことになりまして、農業倉庫は今日非常に急いでおります事情等から、この際は特別の措置として特に農業倉庫を大きく強く建設したいといふ考へ方で行なつた次第でありまして、他の農林漁業資金融通法でやつて貸付けておりますさまざまな場合を考慮いたしまして、将来改正する必要があると思つた場合におきましては、その際十分御趣旨の点を考慮いたしたいと思つて考へております。

○三橋八次郎君　今お話を伺いますと乾藺倉庫ばかりでなくて、木炭倉庫もやはりこれから練られるということとございまして、乾藺倉庫を四分に引下げの改正を行いますときに、木炭のほうも一つ十分御考慮を願ひまして、これも一つ入れて頂くといふことが最も適當だと思ひてございまして、御考慮をお願いしたいと思ひます。

○委員(長(羽生三七君)　本法律案は本日衆議院を通過いたしましたので、できれば明日採決をいたしたいと思ひますので、お含みをお願いいたします。本日はこの程度で散会いたします。

午後三時十五分散会

三月十五日本委員会に左の事件を付託された。

一、宮城県石森町外二箇村の排水機開設に関する請願(第九七五号)

一、静岡県浜名郡北部の土地改良事業施行に関する請願(第一〇三〇号)

一、畜牛導入資金融資に関する請願  
(第一〇四九号)  
一、国有林野払下げに関する請願  
(第一〇五〇号)  
一、牧野利用権設定に関する請願  
(第一〇五一号)

一、北海道弟子屈町の受電自家用施設費長期融資に関する請願(第一〇五二号)  
一、高梁川干拓工事促進に関する請願(第一〇五三号)

一、でん粉工業救済に関する請願(第一〇七五号)(第一一二六号)(第一一二七号)

一、北海道産てん菜糖の政府買上げ継続に関する陳情(第四九八号)  
一、飼料供給調整法制定反対に関する陳情(第五一四号)  
一、農業災害補償法に基く農業共済事業強化の陳情(第五二四号)  
一、でん粉工業救済に関する陳情(第五二七号)

第九七五号 昭和二十七年三月一日受理  
宮城県石森町外二箇村の排水機関設置に関する請願  
請願者 宮城県登米郡石森町長 片倉正顯外十一名  
紹介議員 高橋進太郎君

宮城県の東北部に位する登米郡石森町、上沼村および岩手県永井村の一町二箇村地区は、北上川と追川とに挟まれた部落や丘の点在する複雑な地形で、大部分沼沢地帯を干拓してできた土地であるため、両河川の増水の都度耕地に冠水するが、排水設備がない関係から、年々被害を増大させている現状であるから、昭和二十七年三月においで県営事業として排水路ならびに排水機関設置等の土地改良事業を施行せられたいとの請願。

第一〇三〇号 昭和二十七年三月四日受理  
静岡県浜名郡北部の土地改良事業施行に関する請願  
請願者 静岡県浜名郡北浜村長 雨宮文吉外二十名  
紹介議員 河井彌八君

静岡県浜名郡北部の畑作地帯へかん水して農業生産を合理化することは該地域農民の多年にわたる願望であり、当局の突進も終り静岡県知事から昭和二十七年一月十八日附第二九号をもつて畑地かんがい土地改良を実施するとの指令に接したが、これが施行は国庫支出の予算措置を必要とするから、永年甘しよと麦との悲惨な食生活にあえいできた農民の窮状を諒察の上、昭和二十七年より着工できるように取り計われないとの請願。

第一〇四九号 昭和二十七年三月四日受理  
畜牛導入資金融資に関する請願  
請願者 北海道川上郡弟子屈町長 佐藤惣五郎外一名  
紹介議員 堀末治君

北海道弟子屈町は、気候風土の関係で、豆類農業に依存することは全く望めず必然的に畜産農業経営に進まねばならない事情のため、酪農五箇年計画を樹立し目下着々無牛農家の解消と合理的酪農経営の達成に努力しているが、資金関係で支障をきたしているから、資金関係で支障をきたしているから、農林中央金庫その他から、畜牛導入資金を融資せられたいとの請願。

第一〇五〇号 昭和二十七年三月四日受理  
国有林野払下げに関する請願  
請願者 北海道川上郡弟子屈町長 佐藤惣五郎外一名  
紹介議員 堀末治君

薪炭材、建築材の資源保全、増大および主畜業経営上必要な放牧地、学校の林の拡充、基本財産造成林の設置、防風林の維持経営等を自主的に運営すること、町村自治の振興、産業経済の発展上絶対必要であるが、北海道弟子屈町は、国有未開地がないため町有経営の公共的な施設は極少で、万事御料林、現今の国有林に依存している実情であるから、国有林野整備臨時措置法を活用し、当町に国有林を払い下げられたいとの請願。

第一〇五一号 昭和二十七年三月四日受理  
牧野利用権設定に関する請願  
請願者 福島県内東北六県国有牧野解放促進協議会 内 草野保忠外二名  
紹介議員 川村松助君 長谷山行 渡辺 石原幹市郎君 大矢半次郎君

東北六県の国有林野の、農家が貸付を受けて牧野として使用してきた面積約十五万町歩の内、所屬替と決定した面積は僅かに約八万町歩に過ぎない。しかるに畜産を振興し、農業経済を合理化し、農家の生活安定を期するには、従来貸與を受けている牧野約十五万町歩を全部集約利用してもなお牧野の不足をきたす状況であるから、解放に決定した残約七万町歩の牧野を昭和二十七年において利用権設定事業を実施せられたいとの請願。

第一〇五二号 昭和二十七年三月四日受理  
北海道弟子屈町の受電自家用施設費長期融資に関する請願  
請願者 北海道川上郡弟子屈町長 佐藤惣五郎外一名  
紹介議員 堀末治君

北海道弟子屈町は、交通不便な山村へき地であり、気候風土に恵まれないうえに経済価値の高い優良農作物の生産は不可能であつて、馬鈴しょを主作とする畜産農業経営地帯であるから、農村経済の安定、農村文化の向上を期する上に農村電化は不可欠であり、すでに北海道電力株式会社の協力を得て全町無燈火地帯の受電自家用による電化計画を立て設計も完了しているから、この農村電化施設費の長期融資を図られたいとの請願。

第一一二二号 昭和二十七年三月七日受理  
高梁川干拓工事促進に関する請願  
請願者 岡山県浅口郡連島町長 大野和一  
紹介議員 加藤武徳君

高梁川の干拓は、わが国における何処の干拓に比べても地力の点において、かんがい、水利、交通、経費の小さい点においても最優秀のものであつて、高梁川の干拓は国家のために貢献することとまことに大きく、ことに連島町地先は最優秀のものであるから、本干拓事業費の拡大と連島町地先の干拓完成を促進せられたいとの請願。

第一〇七五号 昭和二十七年三月五日受理  
でん粉工業救済に関する請願  
請願者 長崎市樺島町又三五ノ一農村工業救済協会長 長崎支部内 八木正保 外三十九名  
紹介議員 藤野繁雄君 秋山俊一郎君

さきに政府は、業務用砂糖の入札制を実施し、さらに本年四月より自由販売制を企図しているが、これは国内農産物の主位を占めているいも類の加工品、水あめ、ぶどう糖の価格を暴落させ、全国五千余の水あめ工場をはじめ、三千五百余のでん粉工業、三百余万の生産農家に一大打撃を與へ、農家の経済に重圧を加えることとなるから、(一)水あめ、ぶどう糖の物品税を即時撤廃すること、(二)砂糖の政府管理を継続実施すること、(三)砂糖の払下げ価格は国内産甘味料の価格を勘案すること、(四)いも作、でん粉工業ならびに水あめ、ぶどう糖等国内産甘味資源の保持育成の根本的対策を確立する措置を講ぜられたいとの請願。

第一一二六号 昭和二十七年三月七日受理  
でん粉工業救済に関する請願  
請願者 高知県高岡郡窪川町 田村正道  
紹介議員 西山龜七君

この請願の趣旨は、第一〇七五号と同



である。

第一二二七号 昭和二十七年三月七日受理

でん粉工業救済に関する請願

請願者 熊本市南千反畑町三三

熊本販売購買農業協

同組合通合会長 平川

千吉

紹介議員 深水六郎君

この請願の趣旨は、第一〇七五号と同じである。

第四九八号 昭和二十七年三月三日受理

日受理

北海道産てん菜糖の政府買上げ継続に関する陳情

陳情者 北海道議会議長 蔭田

余吉

北海道てん菜糖業は、来る四月一日実施の砂糖統制解除に伴い、廉価な輸入粗糖を原料とする精製白糖とは対抗できないことが予想され、斯事業の経営が危機にひんしようとしている。このことは独り北海道てん菜糖業の立場からだけでなく、北海道てん菜糖業全体の経営上に重大なる支障を招来し見のがすことができないから、北海道てん菜糖の政府買上げを昭和二十七年年度においても暫定措置として従来通り継続実施せられたいとの陳情。

第五一四号 昭和二十七年三月四日受理

日受理

飼料需給調整法制定反対に関する陳情

陳情者 広島県福山市下市三一

四広島県東部飼料卸商

協会内、倉田勝之外八

名

今国会に提出を予想される飼料需給調整法案は、自由経済機構が整備されつつある現在、とくに麦類の統制解除も必至と見られる今日において、はなはだしい時代の逆行であるから、飼料需給調整法の制定には反対せられたいとの陳情。

第五二四号 昭和二十七年三月五日受理

日受理

農業災害補償法に基く農業共済事業強化の陳情

陳情者 佐賀市赤松町産業会館

内佐賀県農業共済組合

連合会会長 西岡勝次

農業災害補償法実施以来四箇年を経、この間数次にわたる制度の改善と、農業共済団体の活動とにより、り災農家の救済と、農業の再生産に寄與し、着々その実績を収めつつあるが、最近農村経済の窮迫化と、共済掛金の負担増加等に基因し兎角の批判を聞き本事業の推進に支障をきたしつつあるから、本事業の強化を図るため、(一)共済掛金の国庫負担を七割に増額すること、(二)組合専任職員を三名に増員し人件費を全額国庫負担とすること、(三)防除奨励施設は農業団体をして実施せしめること等の実現を図られたいとの陳情。

第五二七号 昭和二十七年三月五日受理

日受理

でん粉工業救済に関する陳情

陳情者 松江市殿町一九島根県

販売農業協同組合連合

会内 中島春雄

島根県下の甘しよ生産量は、全国総生産量の二一パーセントを占め、農家経済の重要な役割を果している。しかるに輸入砂糖の入札制実施、自由販売制移行の企図等によつて、甘味料の暴落はなはだしく、本県でん粉工業協同組合の事業は座折し、県下農民に與えている影響が大きいから、すみやかに本県下のでん粉工業救済について善処せられたいとの陳情。

昭和二十七年三月二十七日印刷

昭和二十七年三月二十八日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所